指 定 管 理 業 務 点 検・評 価 シ ー ト（令和7年度業務）

令和　８年　７月　２８日

施　設　名	とりぎん文化会館 （鳥取県立県民文化会館）	所在地	鳥取市尚徳町１０１－５

施設所管課名	文化政策課	連絡先	０８５７－２６－７８３９

指定管理者名	公益財団法人鳥取県文化振興財団	指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日

１ 施設の概要

設置目的	県民の文化振興を図るため
設置年月日	平成５年１０月１日
施設内容	○敷地面積：３２，０５６．８４㎡ ○建物面積：１９，５２２．４８㎡ ○施設内容：梨花ホール（最大2，000席）、小ホール（最大500席）、第１～第１０楽屋、リハーサル室、第１～第４練習室、イベントホール（展示室）、第１～第８会議室、会議準備室、フリースペース
利用料金	
開館時間	午前９時～午後１０時
休館日	○毎週月曜日（当該月曜日が休祝日の場合は、その翌日の休祝日でない日） ○年末年始（１２月２９日から１月３日まで） ○施設・設備の保守点検を行う日

２ 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	①施設設備の保守管理及び修繕 ②施設の保安警備、清掃等 ③管理施設の利用の許可、施設利用料の徴収等に関する業務 ④その他施設の管理に必要な業務 ⑤県民文化会館を利用した文化芸術の振興に関する業務 ⑥県内全域を対象とする文化芸術の振興に関する業務

３ 施設の管理体制

（令和８年３月１日現在）

管理体制	正職員：２５人、非常勤職員：５人、臨時的任用職員：１人　〔 計３１人 〕
	館長（正職員１） ├ 総務部〔事務・施設利用〕（正職員６、非常勤３、臨職１） ├ 企画制作部〔文化事業実施〕（正職員９、非常勤２） └ 技術管理部〔舞台技術・施設管理〕（正職員９）

４ 施設の利用状況

利用者数（人）		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計
	７年度	16,191	20,570	16,990	20,795	18,657	19,480	21,005	18,961	12,876	13,861	14,925	19,814	214,125
	６年度	8,034	5,437	6,534	18,481	19,065	20,807	27,115	22,839	17,839	14,249	7,648	14,409	182,457
	増　減	8,157	15,133	10,456	2,314	△ 408	△ 1,327	△ 6,110	△ 3,878	△ 4,963	△ 388	7,277	5,405	31,668

利用料金収入（千円）		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計
	７年度	21,126	4,081	3,218	4,325	5,314	3,721	5,747	5,536	2,919	3,083	3,435	1,885	64,390
	６年度	14,503	4,078	3,440	5,295	5,264	2,706	7,923	4,622	3,285	3,096	1,442	2,397	58,051
	増　減	6,623	3	△ 222	△ 970	50	1,015	△ 2,176	914	△ 366	△ 13	1,993	△ 512	6,339

５ 収支の状況

区分			７年度	６年度	増減
収入	事業収入	利用料金収入	64,391	58,052	6,339
		チケット・参加料収入	2,924	13,969	△ 11,045
		小計	67,315	72,021	△ 4,706
	事業外収入	県委託料	325,320	312,058	13,262
		手数料ほか収入	11,673	35,970	△ 24,297
		小計	336,993	348,028	△ 11,035
	計		404,308	420,049	△ 15,741
支出	人件費		164,794	147,795	16,999
	管理運営費		200,991	200,672	319
	事業費		34,524	71,582	△ 37,058
	計		400,309	420,049	△ 19,740
収支差額			3,999	0	

６ 労働条件等

確認項目		状況				備考
		常勤正職員	非常勤職員（無期労働契約）	非常勤職員（事務・技術）	臨時的任用職員	
雇用契約・労使協定	労働条件の書面による提示	・職員就業規則 ・労働条件通知書	・非常勤職員就業規則 ・労働条件通知書		・臨時的任用職員就業規則 ・労働条件通知書	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	作成・届出済				※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	・時間外労働・休日労働に関する協定書				※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	８時間				※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	勤怠管理システム				※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	・概ね４週間当たり８日間の週休日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日数（土曜日と重複する日を除く） ・年末年始（12/29～1/3）	・概ね４週間当たり８日間の週休日（月20日勤務の者） ・概ね４週間当たり１５日間の週休日（月15日勤務の者） ・国民の祝日に関する法律に規定する休日数（土曜日と重複する日を除く） ・年末年始（12/29～1/3）		左記に準じる	※幅がある場合は上限、下限を記入
		・年次有給休暇 ・その他の休暇 有給：病気休暇、特別休暇、子の看護等休暇 無給：育児・介護休暇、海外随伴休暇	左記に準じる	・年次有給休暇 ・その他の休暇 有給：病気休暇、特別休暇、子の看護等休暇 無給：育児・介護休暇	左記に準じる	
給与	給与金額	335千円／月	229千円／月	174千円／月	184千円／月	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	適	適	※適否を記入
	処遇改善計画との比較	79.4%	139.4%	254.5%	194.4%	※達成率を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	年１回				
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：なし			※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：舞台技術室長より選任			※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：なし			※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：要	選任状況：総務課担当職員より選任			※業種・規模の要件あり

（参考）
〇労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づくもの）
・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
・１ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の２　就業規則に定めた場合には届出不要）
・１年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の４、第32条４の２ほか）
・１週間単位の非定型的変形労働時間制（労働基準法第32条の５）
・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条　いわゆる「３６協定」）
・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の２　事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の３）

〇各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、コルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（１人選任）
		201人～500人（２人選任）
		501人～1,000人（３人選任）
		1,001人～2,000人（４人選任）
		2,001人～3,000人（５人選任）
		3,001人以上（６人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区　分	取　組　み　内　容
利用促進	**［利用者の利便性の向上］** 〇前年度に引き続き、施設の公式ホームページのリニューアルにより情報配置や導線を修正し、目的に応じて必要な情報へ迅速にアクセスできる環境を整備した。 〇フリースペースにソファーを増設し、休憩コーナーを拡張することで、来館者が快適に滞在できる環境の向上を図った。 〇駐車場満車時の案内看板を新たに設置し、来館時の混乱軽減に向けた誘導環境の整備を図った。 **［潜在的利用者へのアプローチ］** 〇小ホールの天井反射板および仮設音響反射板の導入にあわせ、報告・試奏会を開催し、施設機能を体感できる機会を創出することで新規利用者層への訴求を図った。 〇利用者自身による情報発信を促進するため、施設の公式ホームページにイベント投稿フォームを新設し、多様な催事情報の発信拡大につなげた。 〇展示や集客イベント等について、SNSで積極的に情報発信を行うことで、潜在層への関心喚起と来館への促進につなげた。 〇練習室ピアノのオーバーホールや駐車場改修の進捗状況等の多様な情報についてSNSで発信し、施設の取組への理解促進と関心の向上を図った。 **［申込手続きの負担軽減］** 〇施設の公式ホームページに各種申請書ファイル受付サービスを新設し、窓口来館や郵送によらない申請書提出を可能とすることで、利用者の負担軽減と利便性向上を図った。 〇ホームページリニューアルに伴い、申込手続きに関する情報の整理・集約を行い、必要書類や手続きの流れを分かりやすく提示することで、利用者の理解促進と手続きの円滑化を図った。 **［利用実現へ向けたサポート］** 〇催事の企画段階から実施まで円滑な運営が可能となるよう、施設の設備・機構を熟知した職員が助言や提案を行うとともに、利用者の意向を丁寧に聴き取り、具体化に向けた支援を行った。さらに、これまで事例のなかった利用形態についても公平かつ柔軟に検討し、実現に向けたサポートを行った。
	［施設設備の整備］ 〇練習室ピアノのオーバーホールを実施し、演奏環境の質の向上を図ることで、利用者が安心して利用できる環境を整備した。 〇フリーパネルのリニューアルを行い、安全かつ展示状況の向上に対応できる設備環境の充実を図った。 〇梨花ホールの各催事において利用者の安全確保（催事中断の防止）と演出効果の向上を図るため、利用頻度の高い映像設備（大型プロジェクター及び周辺機器）を更新を提案し、実施に向け協力した。 〇安全確保と省エネルギー化に貢献するため、屋外植栽水銀灯とバックヤード（梨花ホール奈落、機械・電気室、事務室通路）の蛍光灯をLED照明機器への更新を提案し、実施に向け協力した。 〇誰もが安全で快適にご利用いただけるよう、車いす使用者駐車施設（ハートフル駐車場）を屋根付きハートフル駐車場・スロープへ改修を提案し、実施に向け協力した。

施設周辺の活性化	○施設の特性を活かしながら、誰もが芸術文化に親しむ環境を生み出していくため、小学生のいる家族を対象に「体験する」「学ぶ」「観る・聴く」を方針とした３事業を実施した。 「アートSQUARE夢空間」では、プロデュース事業 新作バレエ「赤毛のアン」エッセンス公演と連携し、他地区にはなかったバレエ体験付きの公演と普段コンサートに足を運ぶことが難しい未就学児のいる親子を対象にした楽器体験付きのクリスマスコンサートを実施した。「みんなのピアノ聴き弾きくらべコンサート」は、県民文化会館が保有している２種のコンサートグランドピアノを活用しそれぞれの特色や魅力を感じる参加・体験型事業を午前午後に分けて、小学生向けと一般向けに実施した。「とりぎん文化会館 ホール探検ツアー」は、普段見ることや立ち入ることの出来ない劇場の裏側の紹介や、実演芸術を支える実際の演出装置・機器などの操作体験を通じ、会館や舞台芸術を下支えする裏方スタッフの役割などについて広く紹介した。各企画の実施により、参加者の好奇心をより掻き立て、文化芸術に親しみと関心を持つ環境をつくるとともに、新たな鑑賞者・実践者の開発と増大に努めた。 ○レストラン管理運営事業者や図書館と連携し、周辺の賑わいづくりについて協議を重ね、レストラン施設内での絵本貸出サービスやコンサートでの出前図書館開催など施設の賑わいの創出に努めた。 ○施設の空きスペースを活用した展示企画を近隣の学校と共同で実施することで、施設利用者と学生の社会的接点を作るほか、施設の彩り作りに努めた。
地域懇談会の開催	○地域で実施する文化芸術事業及び施設の運営・事業について意見を聴き、企画・運営に的確に活かすために地域懇談会を各地区（東部・中部・西部）年２回開催した。
市・教育機関との連携協力	○「舞台技術支援」では鳥取大学地域学部と会館の連携協力に関する覚書に基づいた大学生の授業として、また大学の演劇サークルや地元の演劇活動団体、東部地区の高校演劇部に対して舞台技術研修会及び施設見学会を開催し、舞台技術の向上や会館にも関心を持ってもらえるよう努めた。 ○「実演芸術市町村連携公演事業」では、市町村と協働して鑑賞者の掘り起こしを行うとともに、地域の文化芸術の発展と地域課題の解決と活性化を図るため、質の高い実演芸術の鑑賞機会を提供した。新規開催市町村の開拓にも努め、令和７年度は八頭町、琴浦町、江府町、日南町と協働して実演芸術事業を実施した。また、岩美町と文化芸術事業を推進していくにあたっての連携協力に関する包括協定を締結した。今後も引き続き連携強化を図るとともに、実演芸術体験機会の創出に努める。

８ 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	○施設内にメッセージBOXを設置 ○施設利用報告書に利用者の意見を求める欄を追加 ○電話、ホームページ、Eメールによる意見等の受付 ○地域懇談会の設置・開催 ○外部評価委員からの意見徴収 ○県への「県民の声」による意見受付

利用者からの苦情・要望	対　応　状　況
ピアノの高音がひっかかる	点検を行い、弱音装置の不具合を調整するとともに、オーバーホールを実施し、正常に利用できる状態へ回復させた。
マイクが使用中に入らなかった	原因を確認し機器調整を実施、問題なく使用できる状態を確認した。
長机に穴や破損がある	修繕を行い、安全性に配慮した状態へ整備した。
館内掲示や案内が見づらい	掲示物のレイアウトを見直し、視認性向上のため全面的に更新した。
館内に座る場所が少ない	フリースペースにソファを増設し、滞在しやすい環境に改善した。
駐車場誘導が分かりにくい	駐車場混雑予想をホームページおよびSNSにて発信し、事前に状況を確認できるようにするとともに、来館時の混乱軽減および円滑な誘導ができる環境を整備した。
フリースペースが暑く利用しづらい	冷風機・扇風機の設置および、フリースペース内で比較的冷房が効きやすい箇所の表示を行い、暑さ軽減および環境の改善に努めた。

利用者からの積極的な評価

（職員の対応）※利用報告書アンケート結果「とても満足」または「満足」　事務職員99.9%、舞台職員100%
○細やかな配慮や急な要望にも対応頂き、大変助かりました。
○当日の変更もあった中、親切にサポートいただいたおかげで、無事に会を終えることができました。
○分からないところを何度も丁寧に教えていただきありがとうございました。
○案内が丁寧で分かりやすかったです。
○要望や相談に都度お答えくださり、スムーズに会が進みました。
○親切にご準備いただきまして、ありがとうございました。
○朝、気持ちの良いあいさつをして下さいました。
○スタッフが優しく、困ったときにすぐ対応してくれるのでとても良いです。

（施設・設備）※利用報告書アンケート結果「とても満足」または「満足」99.6%
〇舞台が広く、説明会利用にも適していた。
〇清潔で静かで、とても集中できる環境でした。
〇良い環境で、とても練習しやすいです。
〇清潔感があり、空調も整っていました。
〇鏡がありスペースも広く、非常に使いやすいです。
〇とてもきれいで落ち着いて利用できました。

９ 指定管理者による自己点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	☑
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	☑

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕

〔利用者目線の施設づくりと安心・安全・快適な施設管理〕
〇施設の運営にあたっては、利用者等の安全第一、公平公正を基本とし、利用者目線を心掛けたサービスの向上に努めた。
〇職員による施設管理点検作業及びヒヤリハット指摘事項を定期的にリストアップするとともに対策を行い、安心・安全な施設づくりに努めた。
〇県内３地域（東部・中部・西部）の文化芸術関係者等37名の委員から構成する地域懇談会の開催により、施設の運営並びに地域の文化芸術の振興を担うための財団のあり方等について意見交換を行い、施設の管理運営及び財団実施事業の企画運営等に活かした。
〇鳥取大学地域学部の学生の授業や演劇活動団体、東部地区の高校演劇部に対して舞台技術研修会を開催するなど、舞台技術を理解していただくことで舞台技術の普及と活性化を図り、併せて会館に関心を持っていただくよう努めた。

〔独自財源確保と地域貢献・寄付文化の醸成〕
〇「パートナー企業制度」により、県内企業・団体等を訪問し、文化芸術をツールとした社会貢献への取組に繋げるとともに、自己資金の確保と寄付文化の醸成を目指した。
〇令和６年度より見直した基本財産の運用益により、事業運営においては内容の充実を図りながら高質な実演芸術の鑑賞等の機会を広く県民に提供し、鑑賞者や活動者の拡大へと繋げた。公的助成金・民間助成金については、令和７年度は５件の採択があり計６９５千円を獲得した。特に、文化芸術振興費補助金「劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業」を活用し、１８歳以下の子供を公演に招待し、若年層の鑑賞機会を大幅に拡大した。

〔効率的かつ効果的な施設運営〕
〇施設設備を適法に維持管理するため、必要に応じ専門的知識・技能を有する専門業者へ委託した。また、各設備等の保守点検等の業務委託は、業務一括複数年契約、倉吉未来中心との２館一括複数年契約を導入しており、定期的な２館の施設管理に関する情報共有を行うことで将来発生する不具合の予測や対策を行うことに努め、効率的な運営を行った。
〇施設設備の経年劣化が顕著となってきており、故障の発生頻度が高くなったことに加え、既存機器部品の生産終了等により修理できない箇所が生じていることから、予防保全に重点を置き、中長期整備計画に沿って、優先度を決め県への改修等の要望、或いは会館で修繕をするなどの環境整備に取り組んだ。
〇人が触れる機会が多いドアノブ、手摺、エレベーター釦等は、感染症拡大防止のためアルコール消毒を行い、また、清掃業務性能発注の考えに基づき清掃作業の配分を利用状況に応じて柔軟に変更対応し、安心・安全に利用できるよう、引き続き感染症拡大防止対策の徹底に努めた。また廊下などの共有エリアについては、部分的にロボット掃除機を導入し効率的に毎日の清掃作業を行った。
〇近年、全国的にトイレ内での盗撮事案が報告されている状況を踏まえ、安心・安全の一環として清掃作業において不審物等の確認を定期に行った。

〇休館日を活用し、突発的に発生した不具合を先送りしないよう、安全面と経済面から判断して効率的な修繕（直営又は２次委託）を行うことにより、利用者への安全・安心をより一層担保出来るよう取り組んだ。
〇空調設備は、１日の催事内容を把握したうえで、きめ細やかなＯＮ／ＯＦＦ、利用者への空気環境を十分維持しながら熱源余冷・余熱の活用、デマンド手動制御（不要機器の一時停止等）により電力量の抑制を行い、経費縮減と省エネルギー化に取り組んだ。また、熱源改修（ガス化）に伴う運営実績の記録・分析を行い、今後の運用の参考とする。
〇梨花ホール棟において、利用状況に応じ必要箇所のみの点灯運用を行った。
〇施設の利用がないエリアの消灯、既存照明機器のＬＥＤ化により、エネルギー使用量を削減する省エネルギー対策に努めるなど、光熱水費等の固定費の節減、施設運営の効率化に積極的に取り組んだ。
〇定期的にクリーンチェック（巡回点検・改善対応）を行い建物・敷地内の美観確保（汚れ・植栽・排水桝）と安全確保（看板類・歩道段差）の徹底に務めた。
〇鳥取県版環境管理システム（ＴＥＡＳⅡ種）の確認審査を受け、審査員のアドバイスに基づきマニュアルを改訂することにより、現場の意見による実態に即した環境改善目標の設定及びより実効性のある実施体制の構築により環境負荷の低減に努めたほか、地域の一員として道路管理者と協力し、ボランティアロード（国道５３号線歩道）の清掃等の活動に取り組んだ。

〔男女共同参画等の推進〕
〇鳥取県の「イクボス・ファミボス宣言」を行っており、長時間労働の削減、休暇制度等の積極活用等、男女が共に働きやすい職場環境づくりと、ワーク・ライフ・バランスの意識醸成に努めた。
〇財団評議員及び理事の男女それぞれの比率を40%以上としており、経営サイドにおける男女共同参画の推進にも引き続き努めた。

〔文化芸術に関する各種の事業を推進することによる文化振興事業〕

鳥取という地域をステージに、アウトリーチを事業の基軸として、第一線で活躍するアーティストが劇場に集い、劇場から地域へ、そして、全国へ質の高い文化芸術を創造・発信し、アートとともに人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が絆を形成するための環境づくりを行った。事業実施にあたっては、目的と目標を明確化させ、段階的かつ重層的に事業を体系化（ＳＴＡＧＥ１～３）し、戦略的に実施した。

〇ＳＴＡＧＥ１　出会いを生む文化芸術事業の展開

■目的

県内市町村や文化芸術団体等と連携協力のもと、これまであまり縁の薄かった方々にも新鮮で笑顔溢れる実演芸術を届ける。

■目標

・初めての実演芸術体験機会の創出を狙い、誰でもが鑑賞し、体験できる機会を設ける。
・若年層や家族が気軽に参加できる機会を作る。

■実施した事業とその実績

・鳥取県芸術鑑賞教室（高等学校・特別支援学校）　１１校１０公演
・児童生徒を対象とした文化芸術事業　２９校２５公演

〇ＳＴＡＧＥ２　彩を添える文化芸術事業の展開

■目的

県内市町村や文化芸術団体等綿密な連携のもと、心地よい文化芸術に触れることにより、ライフスタイルに彩と夢を届ける。

■目標

・県民が多彩な実演芸術に触れ、魅力ある事業を体験できる機会と環境を整える。
・実演芸術をより楽しみ深めるためのアウトリーチ事業を行う。
・将来を担う実演芸術活動者の発掘と育成を図る。

■実施した事業とその実績

・実演芸術市町村連携公演　４町５公演
・プロデュース事業 鳥取チェンバーオーケストラ事業　第６回定期公演及び室内楽セミナー
・プロデュース事業 U-18シアタープロジェクトAct.3　（８年度公演準備）
・プロデュース事業 新作バレエ「赤毛のアン」エッセンス公演　東中西部各２公演
・プロデュース事業 とっとり郷土芸能フェスティバル２０２６

〇ＳＴＡＧＥ３　感動を届ける文化芸術事業の展開

■目的

基幹ホールの優れた機能とこれまで培ってきた財団の専門的ネットワーク及び技術のもと、鑑賞・参加される方々に高質な実演芸術を満たすことにより大きな感動を届ける。

■目標

・県民を魅了する良質な舞台作品の鑑賞機会を提供する。
・次世代を担う若手芸術家・活動者との協働により高質な創造作品づくりを行う。
・将来を担う実演芸術活動者の発掘と育成を図る。

■実施した事業とその実績

・鑑賞プログラム　９公演及び関連事業６事業
・特別共催事業　マスコミ共催６公演、一般団体共催１４公演
・プロデュース事業 鳥取チェンバーオーケストラ事業（再掲）
・プロデュース事業 U-18シアタープロジェクトAct.3（８年度公演準備）（再掲）
・プロデュース事業 新作バレエ「赤毛のアン」エッセンス公演（再掲）
・プロデュース事業 とっとり郷土芸能フェスティバル２０２６（再掲）

〇鳥取県立県民文化会館の特色を活かした事業

豊かで特色のある県民文化の育成と振興に寄与する場として活用するため、図書館、公文書館等関係施設と連携した管理運営・事業を行うとともに、財団独自に各種文化芸術事業を行い、指定管理を受けている施設の賑わいの創出に努めた。

・地域の賑わい創出事業　４事業５公演

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕

〇駐車場対応について
　駐車場が満車時に駐車場前に待機列が発生することで問題となっていた。これを受けて、混雑解消のための案内看板を設置したほか、ホームページ・SNSで駐車場の満車情報を周知するよう努めたが、依然として利用者からの苦情は減らず、根本的な解決に至っていない。利用者への周知徹底を引き続き行っていくが、早急に会館利用者を中心に据えた駐車場管理形態の見直し（管理方法のスマート化と有料料金制の導入）を行う必要がある。

〇「県民に愛され、誇りとなる劇場造り」を目指す人づくり
　「とりぎん文化会館があってよかった」「誇りに思う」と県民に思われる劇場を目指し、管理運営のみならず実演芸術の鑑賞、参加・体験などを盛り込んだ多彩なプログラムの企画や創造的な公演の制作を行っている。これらを継続的に実施しミッション・ビジョンを実現していくためには、専門人材の育成が不可欠であることから、「（公財）鳥取県文化振興財団 財団職員の人材育成に向けた基本方針」に基づく職員研修制度により、組織的かつ体系的に職員の育成を図っている。今後も財団経営の安定化を推進しながら、中長期的な人材育成の視点に立ち、在職年数と職位に応じたキャリア開発により、職員一人ひとりが最大限に力を発揮できる環境を整備していく。

〇文化芸術を日常に息づく存在へ
　一部のファンのための文化芸術ではなく、人々の心や生活に寄り添う存在となるべく、事業の段階的なプログラミングや、ホスピタリティ・サブサービスの高度化に努め、文化芸術や劇場との出会いの場を創出する。特にサブサービスについては、文化芸術や劇場へのアクセスに関する障壁（バリア）を可視化し、それに対する手当を施すことで、ひとりでも多くの県民が文化芸術を身近に感じることのできる環境整備に努めていく。

10 施設所管課による業務点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	☑
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	☑

項　　目	評　価	点　　検　　結　　果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 〇施設設備の保守管理・修繕 〇施設の保安警備、清掃等 〇事故の防止措置、緊急時の対応	4	〇施設のシステム全般について精通しており、予想される不具合についても迅速に対策を講じ、適切な保守管理を実施している。 〇保守業務受託業者との連携を密に行い、円滑かつ適切な運用を継続している。 〇施設の老朽化に伴い、修繕箇所が多くなる中、定期的に点検を実施し、中長期保全計画に基づいて所管課に対し予算要求の提案を行っている。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 〇利用の許可 〇適正管理に必要な利用者への措置命令 〇利用料金の徴収、減免の実施	3	〇適切に実施されている。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 〇利用受付・案内 〇附属設備・備品の貸出し 〇利用指導・操作	4	〇利用受付をネット予約での受付を開始するなど利便性向上の対策を講じている。 〇利用者のニーズに応じた丁寧な対応を行っており、利用者から高い評価を得ている。(R7年度における鑑賞者・参加者満足度　89.4%) 〇催事の際には、円滑な運用に向けてのアドバイスを提供し、施設の安全・適切な利用を促進している。
〔利用者サービス〕 〇開館時間、休館日、利用料金等 〇利用者へのサービス提供・向上策 〇施設の利用促進 〇個人情報保護、情報公開 〇利用者意見の把握・対応	5	〇利用者アンケートなどを通じて、利用者からの意見や要望を収集し、利便性の向上に努め施設利用の促進が図られている。(フリースペースのソファー増設、休憩コーナーの拡張等)。 〇ホール直結のエレベータや多目的駐車場からの館内までの屋根付き駐車場の整備等、利用者目線で施設整備に取り組んでいる。 〇駐車場の管理について、慢性的な満車状況の中、利用者との協力体制や新たな案内看板を設置、混雑情報をホームページに掲載するなど工夫して対応している。 〇それぞれの対象ごとに訴求効果の高い事業を模索しながら事業を展開し利用促進を図っており、努力が認められる。 〇個人情報保護・情報公開は適切に実施している。

〔文化事業の実施状況〕 〇実施内容	5	施設の特性を活かした誰もが文化芸術に親しむ活動として、財団独自の事業として事業を実施 〇地域の賑わい創出事業 「ARTS FOR EVERYONE『アート SQUARE 夢空間』」を2公演 「とりぎん文化会館『ホール探検ツアー』」を1事業 『みんなのピアノ聴き弾きくらべコンサート』」を1公演 〇プロデュース事業 とっとりチェンバーオーケストラ公演 新作バレエ「赤毛のアン」 等 〇教育普及プログラム ようこそ劇場プロジェクトとして子供たちにN響及び弦楽四重奏の鑑賞、劇場マナーや楽器体験の実施 〇人材育成プログラム 鳥取市内の舞台芸術活動を行う高校演劇部や顧問教諭を対して舞台技術研修会を開催等 【その他】 〇公共施設関係 県東部の文化活動者・教育機関に対して県民文化会館の運営のノウハウを提供。（教育機関　2件、公共施設　2件、文化活動　3件） 〇活動者関係 公立劇場等の職員を対象にスキル向上・専門性強化・ネットワーク構築を目的としたセミナーの開催 〇教育機関関係 大学生の授業の一環としてホール施設や舞台設備の見学、舞台技術研修会を開催。 〇市町村連携関係 八頭町、琴浦町、江府町、日南町と協働して実演芸術事業の実施（琴浦町、江府町、日南町に加え、令和7年度には岩美町と連携と協力に関する包括協定を締結済）
〔収入支出の状況〕	3	〇利用料収入64,391千円は前年度より増加（前年度：58,052千円）施設の老朽化に伴う維持修繕費や人件費高騰による委託管理費及び原油高騰の影響で管理運営費が増加する中、安定した収支決算となった。 〇管理運営費は、業務委託費、光熱費が高騰する中、業務委託の複数年契約、空調設備や照明設備などで必要に応じた部分運用による経費縮減に務めた。
〔職員の配置〕 〇適正な職員配置 〇処遇改善計画の達成状況	3	〇協定書の内容どおり事業が実施されており、適切に配置が行われている。
〔会計事務の状況〕 〇不適正事案や事故等の有無 〇業務報告書（月次）における内部検査結果 〇利用料金等に係る適正な会計事務 （利用券、利用券管理簿の管理など） 〇必要な規程類の整備 （会計規程、協定書等で整備が定められている規程など）	3	〇行政指導等について特になし。 〇公益法人会計の適正処理に努めるとともに、健全な経営体制に向けた取組を実施した。 〇必要な規定類は整備され、適切に施行されている。
〔関係法令の遵守状況〕 〇関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 （労働基準、労働安全、障がい者雇用等） ・環境関連法令 （大気、水質、振動、廃棄物等） ・その他の法令 〇県内発注（鳥取県産業振興条例）	3	〇各職員の労働環境をしっかり把握し、適切な労働環境の維持に努めている。 〇各種修繕、業務委託等の発注について、県内発注を基本として対応している。
〔県の施策への協力〕 〇障がい者就労施設への発注	4	外部清掃業務の委託、名刺印刷を障がい者就労施設への発注を積極的に行っている。
総　　括	3.7	各評価項目について、事業計画に基づき適切に実施されている。館利用者へ配慮したエレベーター整備や多目的駐車場の拡張、利用者からの意見等に対しても適切に対応している。文化事業活動では、市町村と連携した事業、教育機関との連携、技術職員の人材育成など、財団のミッション定め幅広い分野での活動を通じて、文化振興の技術拠点として地域の文化振興の役割を果たしている。

《評価指標》５：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、
４：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
３：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。

２：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
１：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、
※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。